

(財)宮城県体育協会賛助会員募集要領

平成15年4月24日
宮城県体育協会

1. 趣旨

本会事業の基本方針の重点事項である「財源の確保」のための対策として、制定された(財)宮城県体育協会賛助会員規程(平成15年4月1日施行)に基づき、本会の目的に賛同し、事業に必要な財源の充実に協力する個人・法人等を会員とする「賛助会員」の募集方法等について定め、制度の円滑な推進を図る。

2. 会員の募集

賛助会員の募集は、次の定めるところにより行う。

- (1) 本会役員及び加盟団体役員は、自ら賛助会員に入会するよう協力いただくものとする。
- (2) 本会役員及び加盟団体役員は、多数の会員の獲得に向け、募集活動に努めていただくものとする。

3. 入会手続き等

賛助会員への入会手続き等は、次に定めるところにより行う。

- (1) 本会役員及び加盟団体役員は、賛助会員への入会希望者に対し、賛助会員入会申込書(別紙:様式1号)を交付してとりまとめの上、本会事務局に提出する。
- (2) 本会事務局は、賛助会員入会申込者に対して直接賛助会費振込通知書を送付の上、会費の納入を受け付ける。

4. 情報提供等

第4条 賛助会員に対しては、賛助会員名簿を掲載した本会発行の情報誌及び本会事業報告書に賛助会員入会申込書(別紙:様式1号)、賛助会費振込通知書を送付の上、継続入会及び毎年度の新規会員の募集を行う。